

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
85	意見	「あおもり北彩館」東京店に関する事業	<p>[今後の契約の在り方]</p> <p>契約上、青森県物産振興協会は、青森県産品の販売、店舗イベントの開催、青森県産品に係る営業活動の実施、青森県産品に係る顧客の評価等の把握及び商品性向上のための指導・助言等並びにその他店舗運営について有益な業務の実施を無償で行うことになっており、その代わり、店舗運営に係る収入や通常経費は青森県物産振興協会に帰属している。本来であれば店舗運営に係る収入で賄うのは、青森県産品の販売及び店舗イベントの開催についてでありその他については、青森県が有償で委託すべき性質のものとも考えられる。一方、家賃は店舗収入で賄い、収支の状況によっては、県が補助金等で補てんするのが適正な形と考える。</p> <p>アンテナショップ本来の業務については、有償でも実施させる必要がある。特に、青森県物産協会は今後組織再編され、アンテナショップの運営は採算が重視される会社へと移行される予定となっている。青森県としては、そのような状況になった場合にも、収入の増加は見込めないがアンテナショップの目的として重要な業務を着実に実施させる必要があると考える。そのために、委託業務の内容を精査した上で、無償で実施させる業務と有償で実施させる業務の区分を行うことが望まれる。</p> <p>その上で、青森県としては委託業務に関する適当な委託料を検討する必要がある。</p>	<p>有償で実施すべき業務として、平成24年11月に「あおもり北彩館マーケティング支援業務委託」により、県産品の消費者調査(試食アンケート調査)を行った。今後も必要に応じて、あおもり北彩館と協議していく。</p>	総合販売戦略課
87	意見	みちのく夢プラザ(福岡のアンテナショップ)に関する事業	<p>[「管理運営業務委託」における実績報告書の提出]</p> <p>実績報告書の提出を義務付けていないが、委託事業が着実に達成されたかを確認する意味においても実績報告書を提出させることが望ましい。また、そのために、契約書にも事業実績報告書の提出に関する項目を加える必要があると考える。</p>	<p>アンテナショップ運営業務については、平成25年4月1日付けで変更契約し、平成25年度から、業務終了後に、事業実績報告書を提出させることとした。</p>	総合販売戦略課
88	意見	みちのく夢プラザ(福岡のアンテナショップ)に関する事業	<p>[現在の業務実施体制について]</p> <p>北東北三県福岡合同事務所運営協議会は、みちのく夢プラザの管理運営については、自ら経費を支出する他、主に人件費についてみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会に委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会は、実際には自ら業務を実施するわけではなく、そのまま業務委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会を通して、委託する理由は、岩手だけではなく青森県と秋田県の物産振興に関する外郭団体の店の運営の一部を担わせようとするためと思われる。</p> <p>現状のような体制となったのには相応の理由はあるが、体制が複雑になっていることは確かである。また、北東北三県福岡事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会との契約書によると、「委託業務の全部又は一部を(再)委託し、又は請け負わせてはならない。」とされている。これは、北東北三県福岡事務所運営協議会の書面によって承認を得た場合には、この限りではないとされているが、全ての業務をそのまま再委託することは問題と考える。</p> <p>北東北三県福岡合同事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会の2つの協議会がある意味を再整理する必要がある。その上で、どちらかに業務を集約するか今後も2つの協議会を活用するのであれば業務分担を明確にする必要がある。また、今後も2つの協議会を活用するのであれば、大阪のアンテナショップの体制の違いを明確にする必要がある。</p>	<p>アンテナショップ運営業務については、平成25年4月1日付けで変更契約し、平成25年度から再委託を廃止し、北東北三県福岡合同事務所運営協議会から岩手県産株式会社への直接業務委託とした。</p>	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
90	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[今後の契約の在り方]</p> <p>契約上、アンテナショップの管理業務と北東北三県の県産品の物産販売店舗の運営業務を無償で実施することになっており、その代わりに、原則店舗運営に係る収入や通常経費は受託先に帰属するとしている。ただし、売上高の0.5%に相当する額を受託者は三県に対してそれぞれ支払うことになっており、また水道光熱費について受託者は3分の1のみの負担となっている。背景としては、当該店舗の採算は他の2店舗(東京、福岡)に比べて悪いので、赤字部分を三県が補てんしている意味合いがある。</p> <p>jengoの業務委託契約では、あおもり北彩館東京店における青森物産振興協会に対する業務委託契約と違い、店舗における販売業務に特化したものとなっている。これは、青森県物産振興協会と違い民間会社に対してアンテナショップの本来業務の実施まで期待できないという趣旨であると思われる。</p> <p>しかしながら、本来であれば、アンテナショップを十分発揮する意味においても、これらの業務を実施する意義は大きい。青森県は他の二県と調整の上、有償でもこれらの業務を委託先に対して実施させる必要がある。</p>	<p>店舗イベントの開催、県産品に係る営業活動の実施、顧客の評価等の把握などの業務の実施及びその方法等今後の契約の在り方について、引き続き、岩手県、秋田県、運営者と検討していく。</p>	総合販売戦略課
91	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[今後の運営について]</p> <p>現在、jengoは店舗における販売業務については厳しい採算状況になっており、今後何らかの対応が望まれるところである。平成24年度については、委託先の水道光熱費の負担を3分の1から5分の1へ引き下げて対応することとしているが、平成25年度以降については、店舗の運営も含めて未定となっている。今後の業務運営改善に向けた努力が必要と考える。</p>	<p>平成25年1月に、「北東北三県大阪アンテナショップ」物産振興事業連絡会において、当面、大阪のアンテナショップの運営を継続することとし、業務運営の改善については、平成24年度から、店舗売上の増加に向けて、店舗の商品棚を更新し、取り扱い商品数を増やしたほか、出張販売を積極的に実施している。</p>	総合販売戦略課
109	意見	あおもり和牛能力向上推進事業費	<p>[事業の費用対効果について]</p> <p>基幹種雄牛の造成には数年以上を要し、ある年度の支出の成果が数年後に現れることになるため、費用対効果が把握しにくい。</p> <p>効果の面では、家畜市場における子牛価格は一つの指標と考えられるが、一方で子牛価格は飼料価格や牛肉消費等の動向にも左右される。</p> <p>費用の面では、県の事業費以外に県産業技術センター畜産研究所での費用が発生しており、畜産研究所の運営に要する経費は県からの運営費交付金でまかなわれている。</p> <p>本事業の有効性を評価するには費用対効果を適時かつ正確に把握できるように、費用と効果のそれぞれについて定義と集計範囲を明らかにする必要がある。</p>	<p>県事業費等及び家畜市場における黒毛和種の子牛の価格等から費用と効果を算定する手法を検討することとしたが、原発事故に由来する放射性物質の牛肉への風評被害が生じ、子牛価格が低迷するなど、効果の算定に影響を及ぼしていることから、費用と効果の定義と集計範囲を明らかにすることは、当面困難である。</p>	畜産課
113	意見	さけ・ます資源増大対策調査事業費	<p>[調査サンプルの設定について]</p> <p>標識魚が少ないために、標識魚水揚げ状況調査では標識魚が捕獲されることが少ない。正確な調査結果を得るためには標識魚を増やすのか、または河川別の調査結果を十分に得られないことから標識魚を取り止めることが望ましい。</p>	<p>リボンタグ標識は番号を書き込めるので、鰭(ひれ)標識では不可能な個体レベルでの河川内移動、成長等の定性的知見を把握できる有効な手法である。また、河川環境の年変動に伴うモニタリング的データの集積が必要であることから、脱落の多いリボンタグに替わる標識方法の検討をすることとしている。</p>	水産振興課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
115	意見	さけ・ます種苗放流事業費	<p>[事業費に対する県費投入の見直しについて]</p> <p>青森県では、さけの母川回帰性を利用して、さけの種苗放流を近年130,000千尾実施している。しかし、さけの漁獲高は平成22年に持ち直したものの減少傾向にある。</p> <p>県の「攻めの農林水産業」推進基本方針では、沿岸漁業の振興方向として「科学的知見に基づいた資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進による水産資源の維持・増大」を掲げており、さけの放流事業は推進基本方針に合致するものである。</p> <p>しかし、平成18年度以降国が負担しなくなり、平成23年度以降国庫補助金も交付されなくなるため、経費の負担関係をめぐり転換期に来ているといえる。</p> <p>さけの漁獲高が減少傾向にあり、県の負担割合が高く、県費が多額に投入されていることから、放流尾数を削減する、または受益者たる沿岸漁業者の負担金を引き上げる等の見直しが不可欠である。</p>	<p>さけは、広域的な回遊魚であることから、種苗放流事業については、道県を超えた広域的な検討が求められる。国では、平成23年度から高品質なさけ・ます資源の効果的な造成を図るため、放流種苗に標識を施し、資源の造成適地を把握するための調査を実施し、当該調査等の結果を踏まえ、放流費用負担の調整を図ることを目的に広域調整協議会を開催している。</p> <p>県では、当該協議会に参加し、県内の関係団体と今後の方向性について協議していくこととしているが、近年の不漁対策が優先課題となっているので、引き続き協議することとしている。</p>	水産振興課
121	意見	県産あゆ資源造成事業費	<p>[事業費全額に対する県費投入の是非について]</p> <p>当該事業により構築されたあゆ種苗の生産体制には、明確な受益者がいることから事業費の応分の負担を求めるべきである。</p> <p>あゆ資源造成事業はアユの増殖に資するものであり事業の必要性は十分有しており一定の県費投入は認められる。しかし、明確な受益者がいるため全額県費投入の必要はなく受益者に応分の負担を求めるべきである。</p> <p>あゆ種苗の生産体制は、県が負担する標識放流及び大量放流の一部によるあゆ稚魚販売収入を含めて独立採算が取れる見込みであることから、鱒ヶ沢町に収支の改善を求め、県の負担を減らしていく必要がある。また、赤石水産漁協も受益者となることから、赤石水産漁協も一定の経費負担または役務負担を負うことが望ましい。</p>	<p>当該事業により、健苗性の高いあゆ種苗の生産と供給方法が確立され、「里づくり推進事業」により、資源量増大と遊漁者数増加を目的に種苗の大量放流が行われている。県内内水面漁協の県産アユ種苗購入数の増加を促進するとともに、引き続き、関係漁協に対して種苗生産経費の一部負担を求めていくこととする。</p>	水産振興課
123	結果	ひらめ栽培漁業推進事業費	<p>[事業費に対する県費投入の見直しについて]</p> <p>県栽培漁業計画では、ひらめは、平成21年度では(E)事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する段階)にあり、平成26年度には(F)事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する段階)になるとしている。</p> <p>しかし、種苗の生産・放流体制の開始から20年が経過して、種苗の生産・放流体制が整備され、放流による効果を実証されているにもかかわらず(E)事業化実証期に留まっているのは、経費の低減が不十分ということになる。</p> <p>県は、(公社)青森県栽培漁業振興協会の経費の大幅な低減を指導して、(E)事業化実証期から(F)事業実施期に移行させることが必要である。事業の独立採算により補助金をなくすことが求められる。</p>	<p>事業の自立化に向け、県として(公社)青森県栽培漁業振興協会に対し、ヒラメ負担金収入が景気動向・魚離れによる魚価安という厳しい状況の中ではあるものの、収益確保の観点から踏まえて、ヒラメ種苗生産経費の更なる削減が図られるよう指導している。また、補助金については、本事業の終期である平成27年度中に補助金のあり方について検討することとしている。</p> <p>なお、事業化実証期に留まっているのは、ヒラメの放流効果が、体色異常魚の漁獲状況により確認され、その効果割合は放流後の生息環境の変化により毎年異なるためである。</p>	水産振興課